

宮崎県 喀痰吸引等研修 指導者講習

**参加
無料**

令和5年度喀痰吸引等指導者養成事業は都城看護専門学校が宮崎県から委託を受けて行います。施設で働く介護職員の方へ指導を行う資格です。受講料は無料です。(教科書代は自己負担です。)

令和5年11月18日(土)都城会場



都城市姫城町
8街区23号

都城看護専門学校



開催日：令和5年11月18日(土)都城会場(先着30名)
令和5年12月3日(日)宮崎会場(先着30名)

令和5年12月3日(日)宮崎会場

宮崎市原町2番22号
宮崎県福祉総合センター
人材研修館3F



一日の受講で
「喀痰吸引等研修指導者講習修了」の資格を
取得できます。
詳細は裏面(実施要領)をご参照ください。

お問い合わせ先

一般社団法人都城市北諸県郡医師会
都城看護専門学校 TEL 0986-22-0775

〒885-0073 宮崎県都城市姫城町8街区23号

(月~金16時~20時)

令和5年度 喀痰吸引等研修(指導者講習)

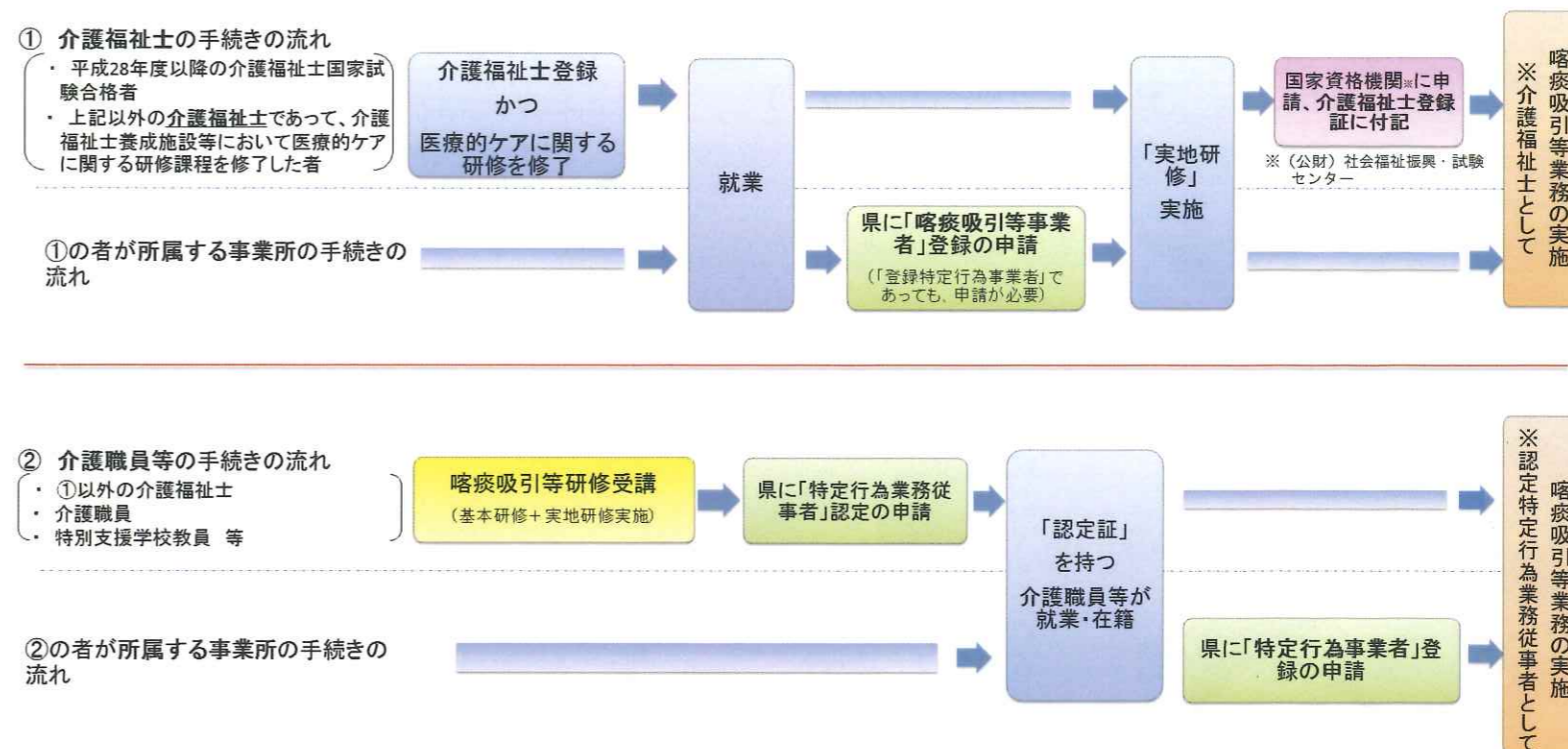
実施要領

- 1 目的 この研修は、介護職員等が喀痰吸引等研修を実施するために必要な研修(基本研修(講義 50 時間及び演習)、実地研修)の講師及び指導者を養成することを目的とします
- 2 実施主体 宮崎県
- 3 実施機関 都城看護専門学校
- 4 実施内容
 - 講義 4時間 制度の概要、研修カリキュラム、安全管理体制とリスクマネジメント、施設・事業所の体制整備について、喀痰吸引・経管栄養のケア実施について
 - 演習 3時間 30分 喀痰吸引・経管栄養
- 5 講習日・場所・募集人数
 - 令和5年11月18日(土) 都城看護専門学校(都城市姫城町8街区23号) 30人
 - 令和5年12月3日(日) 宮崎県福祉総合センター(宮崎市原町2番22号) 30人
- 6 受講対象者要件
 - (ア) 医師、保健師、助産師及び看護師(以下「看護師等」という。准看護師は除く。)で施設長の推薦のある者。
 - (イ) 看護師等は臨床等の実務経験年数5年以上を有する者
 - (ウ) 自施設等で医療的ケア(喀痰吸引、経管栄養)を行うため、喀痰吸引等を必要とする入所者(利用者)がいる施設で、実地研修の第一号又は第二号研修ができること。
 なお、介護療養病床等のある病院・診療所の看護師等については、介護保険施設等の介護職員等の実地研修の受入れが可能であれば、実地研修の指導者になることができる。
 ただし、勤務している介護職員等は研修の受講は不可。
 - (エ) 介護職員等への指導・評価を行うことが可能であること。
- 7 参加費 無料
- 8 テキスト 新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト 2,420円(税込)
 ※各自でご準備をお願いいたします。
- 9 申込について

別紙の『受講申込書』に必要事項を記載の上、受講者の資格証の写しを同封し、郵送にてお申し込みください。令和5年11月1日(水)必着です。
- 10 スケジュール
 - 8:30~8:40 受付・オリエンテーション
 - 8:40~12:10 講義:制度の概要と指導者の役割・施設や事業所の体制整備・安全管理体制とリスクマネジメント・喀痰吸引実施について
 - 13:00~17:00 講義:経管栄養実施について
 演習:喀痰吸引・経管栄養
- 11 その他
 - (1) 受講決定については、順次、勤務先の事業所住所に郵送にて通知いたします。
 - (2) 先着順といたします。なお、申込期間中に、申込者が定員を超えた場合、お断りさせていただきますことをございますので、あらかじめご了承ください。
 - (3) 研修修了者に対し修了証書を交付いたします。

介護保険事業者等がたんの吸引等を業として行なう場合は、事業所ごとに県に登録申請し、事業者登録される必要があります。

介護福祉士及び介護職員等が喀痰吸引等業務を行うまで



喀痰吸引等制度における手続きについて(認定特定行為業務従事者(介護職員等)が実施する場合)

認定特定行為業務従事者(省令第一号、第二号研修修了者)が特定行為の実施に至るまで

- ☆ ①から③の手続き後、事業所において喀痰吸引等の実施が可能
- ① 都道府県又は登録研修機関で喀痰吸引等研修を受講(H24年度以降)
- ② 県から「認定特定行為業務従事者」の認定を受ける
- ③ 喀痰吸引等を実施する事業所等は、県から「登録特定行為事業者」の登録を受ける
- ※ H23年度以前、一定の要件下でたんの吸引等の提供を行っている方等についても、「経過措置対象者」として喀痰吸引等研修を修了した者と同等以上の知識及び技能を有していることについて県の認定を受ければ、認定特定行為業務従事者として喀痰吸引等の実施が可能。

喀痰吸引等制度における手続きについて(介護福祉士が実施する場合)

介護福祉士が喀痰吸引等の実施に至るまで

- ☆ 平成28年度以降の介護福祉士国家試験合格者又は医療的ケアに関する研修課程(養成施設、実務者研修、福祉系高校等)を修了した介護福祉士のいる事業者については、①から③の手続き後、事業所において喀痰吸引等の実施が可能
- ① 県から「喀痰吸引等事業者」の登録を受ける(特定行為事業者として登録を受けている事業所であっても、「喀痰吸引等事業者」の登録が必要)
- ② 介護福祉士に対して実地研修を実施、実地研修修了証の交付
- ③ 介護福祉士が、(公財)社会福祉振興・試験センターに登録申請(実施可能な行為が介護福祉士登録証に記載される。)
- ※ 既に認定特定行為業務従事者として認定を受けている介護福祉士については、上記手続きは不要であり、認定特定行為業務従事者としてたんの吸引等が可能。

宮崎県ホームページ(喀痰吸引等制度における各種手続き等の流れ)転載
 詳細は、宮崎県HP(トップ>くらし・健康・福祉>高齢者・介護>高齢者福祉>登録事業者(喀痰吸引等事業者・特定行為事業者)の登録申請について)をご参照ください。

【申込・お問合せ先】

一般社団法人都城市北諸県郡医師会 都城看護専門学校(担当:吉川)

〒885-0073 宮崎県都城市姫城町8街区23号

Tel:0986-22-0775(平日16時~21時) Fax:0986-22-1272

e-mail:yoshikawa@m-kango.com